

## あなたも知っておきましょう

**相 談**：食物アレルギーについて教えてください。

### [食物アレルギーとは]

ヒトの身体には、外界から侵入する異物(病原微生物など)と反応し、これを排除することで身体を防御する免疫機能が備わっています。

この免疫機能が、食物に含まれるタンパクを異物とみなし、身体を防御するために過敏な反応を引き起こすことを「食物アレルギー」といい、症状として、じんましん、かゆみ、唇の腫れ、まぶたの腫れ、おう吐、喘鳴(ぜんめい・のどがゼーゼー鳴る)などがみられます。さらに、重症な場合は意識障害や血圧低下などをきたし死に至る場合もあります。

乳幼児期にアレルギー症状が見られる子供でも多くは学齢期までに治癒しますが、症状が継続する場合は本人にとっても親にとっても食生活上大きな負担を強いられます。また、最近では、大人になってから食物アレルギーを発症する人もおり問題となっています。

### [対策は]

食物アレルギーの治療の基本は原因となるアレルギー物質を摂取しないことです。そのためにも、食品に含まれるアレルギー物質の表示が、食品を選ぶ際の重要な手がかりであることから、アレルギー物質を含む食品についての表示制度が定められています。この制度では、重いアレルギー症状を引き起こしたり、または症例数の多い5品目(特定原材料)については法律で表示が義務付けられており、過去に一定の頻度で重い症状を引き起こした20品目(特定原材料に準ずるもの)については厚生労働省の通知により表示を奨励することとされています。

特定原材料	卵・乳・小麦・そば・落花生
特定原材料に準ずるもの	大豆・まつたけ・やまいも・くるみ・オレンジ・キウイフルーツ・バナナ・りんご・もも・さば・さけ・かに・えび・あわび・いか・いくら・牛肉・豚肉・鶏肉・ゼラチン

## 消費者コーナーニュース No.95

(平成17年3月)

編集・発行 **京都市衛生公害研究所**

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2  
(西大路松原東へ200m南側) TEL(075)312-4942  
FAX(075)311-3232

京都市印刷物 第164395号

京都市衛生公害研究所ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/eikouken/>

